

# 第38回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 第38期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

### ■事業報告

当社グループの現況に関する事項

事業の経過およびその成果／対処すべき課題／当社および子会社等の主要拠点等／  
特定完全子会社に関する事項／主要な事業内容／従業員の状況／主要な借入先

株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要／役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

当社の会計監査人の名称／当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額／  
非監査業務の内容／会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制／業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要／  
株式会社の支配に関する基本方針／剰余金の配当等の決定に関する方針

### ■連結計算書類等

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

### ■監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

円谷フィールズホールディングス株式会社

## 事業報告

## 当社グループの現況に関する事項

## 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価の高止まりなど一部に課題は残るものの、個人消費や設備投資の持ち直しを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。海外経済は、地政学的リスクや政策動向等に伴う不確実性が引き続き存在する中で、状況の早期安定化が望まれております。このような経済環境のもと、当社の注力分野であるエンタテインメント・コンテンツ市場においては、政府の後押しも相まって日本のIPが世界で注目を集める中、グローバルにビジネス機会を捉え成長する企業や、新たにIPビジネス展開に乗り出し期待を集める企業が出始めるなど、市場は一層の活性化を見せております。

長きにわたりIPビジネスを推進してきた株式会社円谷プロダクションを中核企業に擁する当社グループとしましては、「すべての人に最高の余暇」という企業理念のもと、こうした市場の活況を確実に収益へ結びつけるべく、事業基盤の強化と成長分野への投資を並行して進め、持続的な成長および長期的な企業価値創出に向けた施策を着実に推進してまいりました。

アミューズメント機器事業の中核を担うフィールズ株式会社では、パーラーの期待に応える遊技機をお届けし続けることで信頼を着実に獲得し、市場のシェアを高める結果となりました。こうした事業環境および諸施策の進捗を反映し、当連結会計年度の連結業績は、売上高174,142百万円（前年同期比23.9%増）、営業利益17,455百万円（同14.1%増）、経常利益17,751百万円（同7.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13,050百万円（同17.0%増）となりました。

各事業セグメントの概況は、以下のとおりです。

## コンテンツ&amp;デジタル事業セグメント

株式会社円谷プロダクション全体の国内・海外別の事業概況は、以下のとおりです。

国内事業におきましては、ライセンス収入、MD（物販）収入および映像・イベント収入が総じて堅調に推移し、前年同期比で増収となりました。「ウルトラマンシリーズ放送開始60周年」記念施策の一環として、幅広い顧客層に支持されている優良なIPホルダーとのコラボレーションを積極的に行うことにより、幅広い顧客層に「ウルトラマン」の浸透を図っております。以上の結果、国内の売上高は、5,003百万円（同6.4%増）となりました。

海外事業におきましては、前年同期比で減収・減益となりましたが、「ウルトラマン」は中国市場において引き続き高い認知度とファン基盤を有しており、中長期的な成長ポテンシャルに変化は無いものと認識しております。最も信頼できるライセンシーとの戦略的なパートナーシップの強化を通じて、新規カテゴリーのライセンスおよびMDの拡充に向けた取り組みを着実に推進しております。以上の結果、海外の売上高は、4,349百万円（同36.6%減）となりました。

## &lt;国内・海外別収入内訳&gt;

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	増減率 (%)
国内	4,702	5,003	+6.4%
海外	6,856	4,349	△36.6%
合計	11,559	9,352	△19.1%

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は9,352百万円（前年同期比19.1%減）となりました。

主要なカテゴリー別の内訳は、以下のとおりです。

<ライセンス収入：4,159百万円（前年同期比39.2%減）>

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	増減率 (%)
国内	969	1,003	+3.6%
中国	5,287	2,557	△51.6%
北米・アジア等	580	598	+3.2%
合計	6,836	4,159	△39.2%

国内市場におきましては、「ウルトラマンシリーズ放送開始60周年」記念事業が着実に進展いたしました。今後は周年期間の本格化に伴い、多様なパートナーシップを通じた多角的な露出を加速させ、「ウルトラマン」の付加価値の向上を図ってまいります。

一方、中国市場におきましては、ライセンス収入は減少となりましたが、映像配信や上海でのイベント、新規の有料舞台公演が寄与し、映像・イベント分野では増収となりました。

<映像・イベント収入：2,964百万円（前年同期比1.0%増）>

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	増減率 (%)
国内	2,101	2,130	+1.4%
海外	832	833	+0.2%
合計	2,933	2,964	+1.0%

当期の映像・イベント収入は、隔年秋開催の『TSUBURAYA CONVENTION 2025』、『ウルトラヒーローズEXPO 2025（夏・冬）』での観客動員数の増加を主因に、ほぼ前年並みに推移いたしました。

以上の結果、当セグメントの売上高は13,874百万円（前年同期比15.4%減）、営業利益は934百万円（同67.0%減）となりました。

### アミューズメント機器事業セグメント

当連結会計年度におきましては、『e 新世紀エヴァンゲリオン ～はじまりの記憶～』をはじめとする有力IPを搭載した複数機種の販売が好調に推移したことに加え、通期に渡り『L 東京喰種』の増産ニーズに対応した結果、販売台数は約27.4万台（前年同期比33.6%増）となりました。これにより、2025年度（2025年4月-2026年3月）の市場販売台数に占める当社シェアは約18.2%（当社調べ）となりました。

また、当期は、当社販売機種導入店舗に対し専用景品コーナーの設置を提案する等、パラーの集客最大化に向けた各種施策も併せて実施いたしました。

有力タイトルの好調な販売およびシェア拡大が寄与し、当セグメントの売上高は159,069百万円（前年同期比29.2%増）、営業利益は19,881百万円（同30.1%増）となりました。

#### <遊技機販売台数>

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)	増減率 (%)
パチンコ	92,540台	142,479台	+54.0%
パチスロ	113,161台	132,293台	+16.9%
合計	205,701台	274,772台	+33.6%

#### <主な販売タイトル>

区分	主な販売タイトル	販売台数 (万台)
パチンコ	e シン・ウルトラマン	14.2
	e 東京喰種	
	e 犬夜叉3.0	
	e ベルセルク無双 第2章	
	e 新世紀エヴァンゲリオン ～はじまりの記憶～	
パチスロ	L パチスロ 機動戦士ガンダムSEED	13.2
	L ULTRAMAN	
	スマスロ デビル メイ クライ5 スタイリッシュトライブ	
	L 絶対衝激～PLATONIC HEART～	
	L Bパチスロ エヴァンゲリオン ～約束の扉～	
	L ダーリン・イン・ザ・フランキス	
	スマスロ 新鬼武者3	
	L 絶対衝激IV	
L 無職転生 ～異世界行ったら本気だす～		
合計		27.4

#### その他事業

その他事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,783百万円、営業利益39百万円となりました。

## 対処すべき課題

当社グループの主戦場であるエンタテインメント・コンテンツ市場におきましては、顧客のライフスタイルや嗜好の多様化、ならびにテクノロジーの進展を背景に、市場環境の変化は一段と加速するものと見込まれます。当社グループは、こうした環境の変化を捉え自社の事業モデルをより強固なものへと再構築するべく、2027年3月期を初年度とする3カ年のグループ中期経営計画を策定いたしました。

当社グループは、「ウルトラマン」のアジア圏における強固なファン基盤を最大の強みとしております。一方で、前中期経営計画における利益目標の未達を真摯に受け止め、その要因を精査いたしました。

国内市場は、エンタテインメント需要が底堅く、IPを活用した多面的な展開余地は引き続き大きいものと認識しております。国内キャラクター商品市場における「ウルトラマン」の市場取扱高は、着実な成長を遂げているものの、既に大きな飛躍を遂げた中国市場と比較すると大きな乖離があります。中国市場における「ウルトラマン」の市場取扱高は2022年～2025年において1,500～2,500億円（推計）に対して、国内市場では150億円前後（推計）に留まっております。国内外の多くのIPホルダーの売上高は、概ね母国の売上が中国市場対比2～3倍あります。それと比して「ウルトラマン」は1/10程度であり、国内の市場取扱高の低さが課題であるものと認識いたしました。国内を中国並みに引き上げるべく、中国のライセンスから多くを学びつつ、日本ならではの戦略を立案し、新たなビジネスモデルを構築してまいります。

中国に関しましては、過去10年（暦年ベース）で初の減収となりましたが、現地パートナーとの連携を一段と強固にすることで、事業基盤の盤石化と収益の維持拡大を図っております。その結果、2026年4月には既に7件の新規ライセンス契約を獲得しております。

将来的には、自社IPの展開を通じて構築したサプライチェーンやアジア圏での展開力をプラットフォーム化し、他社IPの育成・拡大も支援できる「IP成長プラットフォーム」としての確立を目指し、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

アミューズメント機器事業におきましては、多様なIPの活用による若年層をはじめとしたファン層の拡大を図るとともに、最新技術を積極的に導入することで開発体制を一層加速させ、パーラーからの信頼に応える魅力ある遊技機の提供に引き続き努めてまいります。

（注1）記載の数値は各社・各団体の公表値または当社推計によるものです。

（注2）記載の商品名は各社の商標または登録商標です。

## 当社および子会社等の主要拠点等

事業所	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社円谷プロダクション	東京都渋谷区
株式会社デジタル・フロンティア	東京都渋谷区
お台場パフォーマンス キャプチャスタジオ	東京都江東区
フィールズ株式会社	東京都渋谷区
北海道・東北支社	宮城県仙台市
東京・北関東支社	東京都渋谷区
名古屋支社	愛知県名古屋市
大阪支社	大阪府大阪市
中・四国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

事業所	所在地
株式会社マイクロキャビン	三重県四日市市
株式会社クロスアルファ	東京都渋谷区
美瀬事業所	千葉県印西市
株式会社スパイキー	東京都渋谷区
美瀬事業所	千葉県印西市
新日テクノロジー株式会社	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社エフ	東京都渋谷区
みどり台事業所	千葉県印西市
株式会社七匠	東京都渋谷区
印西事業所	千葉県印西市
北名古屋事務所	愛知県北名古屋市
株式会社ソフィア	群馬県太田市
桐生事業所	群馬県桐生市
株式会社エース電研	東京都台東区
東日本支社	東京都台東区
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
株式会社新興製作所	岩手県花巻市
トータル・ワークアウトプレミアム マネジメント株式会社	東京都渋谷区
渋谷店	東京都渋谷区
六本木ヒルズ店	東京都港区

(注) 上記主要拠点のほか、フィールズ株式会社は、全国に26支店/9ショールームを設置しております。

## 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フィールズ株式会社	東京都渋谷区	20,000百万円	70,231百万円

## 主要な事業内容

グループ経営・事業活動の管理等

## 従業員の状況

### ①当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,774名〔 564名〕	110名増

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

### ②当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
110名〔 13名〕	43歳5ヶ月	12年8ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト、嘱託、契約社員を含み、派遣社員を除く）は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

## 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,609百万円

## 株式に関する事項

## 会社の新株予約権等に関する事項

## ①当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の内容の概要

## 2023年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	円谷フィールズホールディングス株式会社2023年新株予約権
発行決議の日	2023年7月14日
保有している者の人数	当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）2名
新株予約権の総数	79個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,900株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり102,400円（1株当たり1,024円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり295,200円（1株当たり2,952円）
新株予約権の行使期間	2025年7月15日～2033年7月14日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社（本項において、関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう）の役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年又は会社都合により当社又は当社関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。 (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。
2. 当社の取締役（監査等委員および社外取締役を除く）2名の内1名については、子会社の取締役として報酬を受領しているため、2023年8月10日付「ストックオプション（新株予約権）の内容確定に関するお知らせ」においては子会社の取締役の人数に含めておりましたが、上記においては当社の取締役として独立した記載をしております。

## ②当事業年度中に当社の使用人、子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

### 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等を填補するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は保険金支払いの対象外としております。

## 会計監査人の状況

### 当社の会計監査人の名称

三優監査法人

### 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

### 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 会社の体制および方針

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次のとおり決議しております。

#### ①業務運営の基本方針

当社は、企業理念「すべての人に最高の余暇を」のもと、監査等委員会設置会社として実効性のあるコーポレートガバナンス体制を確立し、継続的な企業価値の向上を図る。この実現に向けて「環境方針」「人権方針」「サステナブル調達方針」「公正な経済取引に関する方針」を策定し、社会の持続可能性に配慮したサステナビリティ経営を推進するとともに、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

#### ②当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a.当社グループの取締役および従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- b.当社は、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程および内部通報制度を整備、運用し、取締役および従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。なお、各種方針に基づくサステナビリティ関連の取り組みについては、グループ・サステナビリティ委員会より、重要事項について適宜、取締役会へ報告する。
- c.業務執行部門から独立した当社の内部監査部門が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長および監査等委員会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

#### ③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

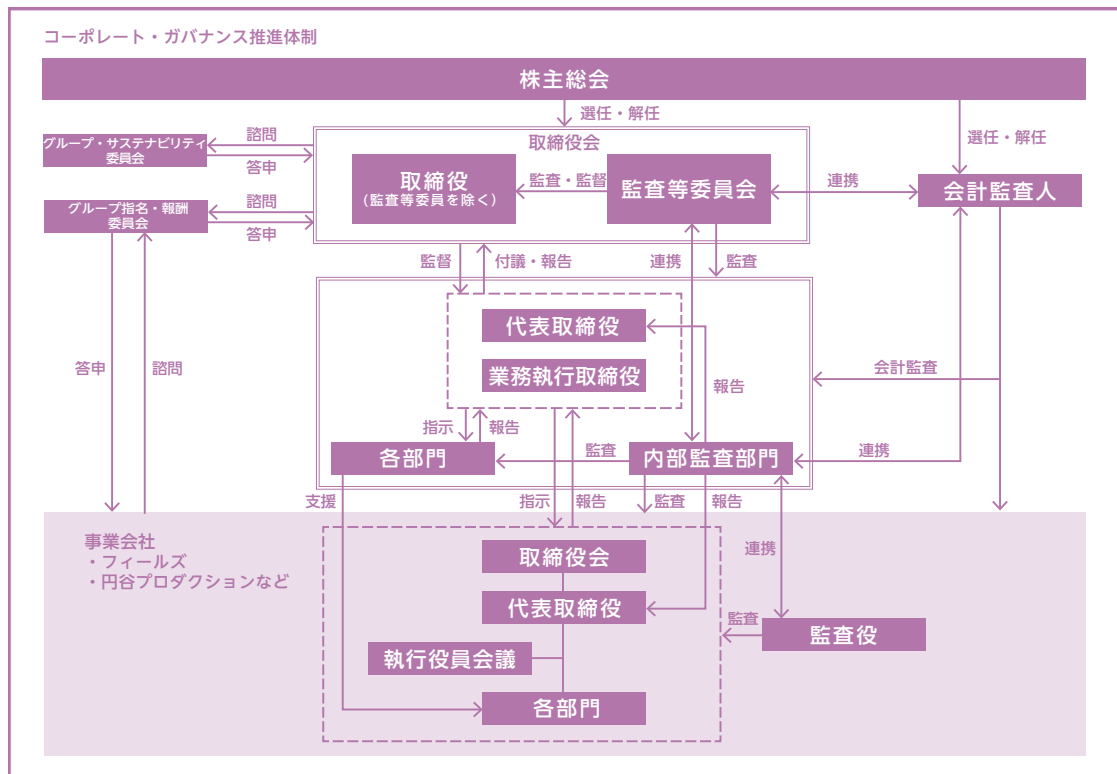
- a.取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存および管理を行う。
- b.取締役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

#### ④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.当社グループのリスク管理体制を確保するため、取締役会の諮問機関としてグループ・サステナビリティ委員会を設置し、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- b.当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- c.取締役および従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- d.内部監査部門は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには、当社の社長および監査等委員会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

- ⑤当社グループの取締役および従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a.当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
  - b.当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
  - c.当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。
  - d.当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に則し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
  - e.当社グループでは、中期経営計画およびこれに基づく年度経営計画のもと、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。
- ⑥当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制
- a.当社は、グループ会社管理規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
  - b.子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを目指す。
  - c.グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
  - d.内部監査部門は、当社および当社グループ会社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査等委員会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
  - e.当社グループは、人権侵害が確認された場合の迅速な救済・是正措置、および環境方針に定める環境への取り組み状況や成果について、ウェブサイト等で積極的に情報開示を行い、ステークホルダーとの対話を重視する。
  - f.当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- ⑦当社監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当社監査等委員の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a.当社は、監査等委員が補佐する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置する。なお、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査等委員に係る業務を優先する。
  - b.当該従業員の人事評価、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査等委員と協議し、それらの事項を決定する。
- ⑧当社監査等委員への報告に関する体制
- a.当社グループの役員および従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査等委員に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査等委員に報告する。
  - b.監査等委員は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員および従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
  - c.監査等委員は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
  - d.当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査等委員に報告する。

- ⑨当社監査等委員に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。
- ⑩当社監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の遂行によって生ずる費用および債務については、当該費用等が当該監査等委員の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。
- ⑪その他当社監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員は、いつでも当社グループの役員および従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めることができるとともに、当社の社長、内部監査部門および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
  - b. 監査等委員は、適宜、グループ各社の監査役との情報交換の場を設け、情報の共有、意見交換等を行う。
  - c. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。
  - d. 監査等委員会は、年度の監査方針を立て、監査計画を作成し、内部監査部門が策定した年間監査計画との整合を図る。経営会議その他の重要な会議への出席等ならびに内部監査部門および会計監査人との四半期等の定例の協議・意見交換を通じて、内部統制システムの有効性を組織的監査により検証する。
- ⑫反社会的勢力の排除に向けた体制
- a. 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対応をする。
  - b. 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
  - c. 当社グループ各社の役員および従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
  - d. 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。



## 業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行うとともに、独立社外取締役が、独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

### ②内部監査体制に対する取り組み

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査等委員会ならびに当社グループ各社社長に報告しております。

また、内部監査部門は、内部監査の結果を適時、監査等委員会に共有し、連携体制を確保しております。毎月開催される監査等委員会では、監査等委員による取締役および重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けており、内部監査部門も同席しております。さらに監査等委員会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催し、十分な連携の確保に努めております。

### ③監査等委員の職務の執行

当社の監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、うち、常勤監査等委員1名を含む3名を独立役員に指定しております。

常勤監査等委員は、日常の監査等において収集した情報を適切に監査等委員会に報告し、情報の共有を行っております。非常勤監査等委員は、それぞれの専門分野や見識に基づき、多角的な視点において職務を遂行しております。

また、常勤監査等委員は、取締役会以外の場においても社外取締役と意見交換を行っており、社外取締役の独立性を損なうことなく情報収集に努めております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は企業価値の向上を経営の重要課題と位置付け、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としています。

グローバルコンテンツビジネスを展開する当社グループにおいては、持続的な事業成長に向けた継続投資も不可欠であると認識しております。こうした考えのもと、企業価値のさらなる向上を目指し、着実な利益成長により創出したキャッシュをIPビジネスの構造改革に積極的に投じてまいります。

配当等の株主還元につきましては、着実な事業成長と増益を実現することで、将来の成長に向けた事業投資とのバランスを十分に考慮しつつ、安定的かつ継続的に実施してまいります。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨てて表示し、百分率については小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,948	9,289	37,520	△3,415	51,342
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△3,110	-	△3,110
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	13,050	-	13,050
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	25	-	38	63
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	25	9,939	38	10,003
当期末残高	7,948	9,314	47,460	△3,377	61,345

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	△356	△8	65	△298	306	4,897	56,247
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△3,110
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	13,050
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	63
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△261	20	50	△190	△2	129	△63
当期変動額合計	△261	20	50	△190	△2	129	9,939
当期末残高	△617	11	116	△489	303	5,026	66,187

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 24社  
 連結子会社の名称 …………… 株式会社円谷プロダクション  
 株式会社デジタル・フロンティア  
 集拓聖域股份有限公司  
 オプティマイズ株式会社  
 TSUBURAYA FIELDS MEDIA & PICTURES ENTERTAINMENT, INC.  
 TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.  
 TSUBURAYA FIELDS ENTERTAINMENT KOREA INC.  
 フィールズ株式会社  
 株式会社BOOOM  
 株式会社マイクロキャビン  
 株式会社セプテック  
 株式会社クロスアルファ  
 株式会社スパイキー  
 新日テクノロジー株式会社  
 株式会社エフ  
 株式会社七匠  
 株式会社ソフィア  
 株式会社エース電研  
 株式会社新興製作所  
 フィールズジュニア株式会社  
 株式会社ルーセント  
 ぱちんこパチスロ情報ステーション株式会社  
 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社  
 他1社

- (2) 主要な非連結子会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング  
 メタフィールド株式会社  
 他7社

当連結会計年度において、解散等により7社減少し、新設により1社増加しています。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 …………… 2社  
 持分法を適用した関連会社の名称 …………… 株式会社総合メディア  
 株式会社エスピーオー
- (2) 持分法を適用しない非連結  
 子会社および関連会社の名称 …………… 株式会社東京プレミアムダイニング  
 メタフィールド株式会社  
 株式会社グラマラス  
 株式会社エイブ  
 ジー・アンド・イー株式会社  
 バーチャル・ライン・スタジオ株式会社  
 他10社

当連結会計年度において、解散等により6社減少し、新設により1社増加しています。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

## 3. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

## ① 有価証券

## その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

## ② 棚卸資産

## 通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

## 1 商品及び製品

## 連結子会社

中古遊技機 …………… 個別法

その他 …………… 総平均法または移動平均法

## 2 仕掛品

連結子会社 …………… 個別法

## 3 原材料

連結子会社 …………… 総平均法または移動平均法

## 4 貯蔵品

当社および連結子会社 …… 最終仕入原価法

## 5 商品化権

連結子会社 …………… 個別法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産 …………… 当社および国内連結子会社は定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 7～15年

工具、器具及び備品 2～20年

## ② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

## ③ 長期前払費用 …………… 定額法

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

## ② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

## ③ 役員賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社においては、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しています。

## ④ 役員退職慰労引当金 …………… 一部の連結子会社においては、役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しています。

## (4) 重要な収益および費用の計上基準

一部の連結子会社の収益認識としては、一時点で移転される財およびサービスと一定の期間にわたり移転される財およびサービスがあります。一時点で移転される財およびサービスについては、主として遊技機の販売に係る収益があり、遊技場に遊技機を出荷した時点で収益を認識しています。一定の期間にわたり移転される財およびサービスについては、主として受託契約に係る収益があり、合理的な進捗度の見積りができる受託契約については、インプット法に基づき収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- ① 遊技機の販売に係る収益 …… 一部の連結子会社と顧客との契約から生じる収益は、主に遊技場に対して遊技機を販売することによるものです。遊技場との売買契約書上、遊技機を遊技場に出荷した時点にて危険負担が遊技場に移転するため、一部の連結子会社の履行義務である遊技場に対する遊技機の引渡は、その時点にて完了すると判断しています。一部の連結子会社が総発売元となる取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機を一部の連結子会社が独占的に販売する取引については、一部の連結子会社が当該遊技機を自ら提供することが履行義務であり、本人であると判断したため、顧客である遊技場に遊技機を出荷した時点にて、一部の連結子会社が遊技場に販売した遊技機代金を収益として認識しています。一部の連結子会社が総発売元とならない取引、すなわち遊技機メーカーが製造した遊技機の一部を一部の連結子会社が遊技機メーカーに代わって販売する取引については、一部の連結子会社は当該遊技機が遊技機メーカーから提供されるよう手配することが履行義務であり、代理人であると判断したため、遊技場に遊技機を出荷した時点にて、顧客である遊技機メーカーから受け取る代行手数料の金額を収益として認識しています。
- ② 商品化権使用許諾契約に係る収益 …… 一部の連結子会社が取得・保有する商品化権の使用許諾契約に係る収益は、一部の連結子会社が総発売元となる遊技機の商品化権については、買戻し契約に該当する遊技機メーカーへの有償支給取引と判断したため、該当する遊技機の販売時に有償支給分を仕入価格から控除することとしています。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 控除対象外消費税等の …… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として会計処理して処理しています。
- ② のれんの償却方法および …… のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。
- ③ 退職給付に係る負債の …… 当社および一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 834百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①金額の算出方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行っており、のれんは、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産または資産グループにのれんを加えたより大きな単位（資金生成単位）でグルーピングされています。のれんは、毎期償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し当該金額を控除した額を連結計算書類に計上しています。

#### ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

減損損失の認識は、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額に基づき評価しています。のれんは主に遊技機開発および製造を行う連結子会社に関するものであり、当該回収可能価額は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定されています。当該事業計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

#### ③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等に影響を受ける可能性があり、設定した仮定に変化がある場合にはのれんの減損が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産（純額） 4,241百万円  
(繰延税金負債との相殺前の金額 4,398百万円)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

#### ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度以降の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導（経営管理）に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の収受方針、収受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、繰延税金資産の回収可能性に関する重要な仮定はアミューズメント機器事業子会社の事業計画における遊技機の販売計画（販売数量および販売価格）であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

#### ③重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積方針の変化等により、また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

### Ⅲ.連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	11,098百万円
機械装置及び運搬具	1,046百万円
工具、器具及び備品	7,438百万円
合 計	19,584百万円

#### 2. 担保資産および担保付債務

##### (1) 一部の連結子会社の担保に供している資産および担保付債務

建物	870百万円
土地	2,183百万円
合 計	3,053百万円

(注) 上記金額は一部の連結子会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき、根抵当権を設定したものです。

1年内返済予定の長期借入金	1,647百万円
長期借入金	606百万円
合 計	2,253百万円

##### (2) 連結子会社以外の会社の借入金の担保に供している資産

定期預金	100百万円
合 計	100百万円

#### 3. 偶発債務

一部の連結子会社は遊技機メーカーから遊技場への遊技機販売を代行する際に、その遊技機代金について保証を行っています。

株式会社喜久家	48百万円
合同会社日光商事	35百万円
株式会社パラッツォ東京プラザ	33百万円
株式会社パラッツォ吉祥寺イースト	33百万円
株式会社キング観光	30百万円
株式会社A B C	21百万円
ベニス産業株式会社	20百万円
株式会社一六商事ホールディングス	12百万円
株式会社正栄プロジェクト	12百万円
株式会社エスエープランニング	11百万円
その他	249百万円
合 計	509百万円

### Ⅳ.連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 174,142百万円

## V.連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

65,429,150株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,110百万円	50円	2025年3月31日	2025年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月17日 取締役会	普通株式	4,357百万円	利益剰余金	70円	2026年3月31日	2026年6月18日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	—	—	—	—	—	1
	ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	—	—	—	—	—	201
	ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	—	—	—	—	—	101
合計			—	—	—	—	303

## Ⅵ.金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは一時的な余資は安全性の高い金融資産を中心に運用する方針です。

短期的な運転資金は銀行借入により調達し、中長期的な資金調達に関しては、資金使途および市場環境に照らし適切に判断していく方針です。

また、デリバティブ取引については、投機的な取引は行っていません。

#### (2) 金融商品の内容およびリスク

受取手形、売掛金および電子記録債権は通常の営業活動に伴い生じた営業債権であり、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は主に純投資目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。貸付金は主に関連会社等に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されています。敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸人の信用リスクに晒されています。

支払手形及び買掛金および電子記録債務は通常の営業活動に伴い生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部の借入金は金利変動リスクに晒されています。未払法人税等は法人税、住民税および事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金および電子記録債権については、債権管理規程に従い各事業部門で取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。貸付金は管理本部において貸付先の財務状況を把握することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めています。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、管理本部において定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。借入金の金利変動リスクについては、管理本部において随時市場金利の動向を監視しています。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (※3)	5,094	5,094	—
(2) 長期貸付金	1,586		
貸倒引当金 (※4)	△663		
	922	893	△29
(3) 敷金及び保証金	2,858	2,674	△184
資産計	8,876	8,662	△213
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	8,033	7,715	△318
負債計	8,033	7,715	△318

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	295
子会社株式	1,289
関連会社株式	607
投資事業組合出資金	100
合計	2,293

(※3) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれています。

(※4) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	30,935	—	—	—
受取手形	435	—	—	—
売掛金	6,261	37	—	—
電子記録債権	1,593	—	—	—
長期貸付金(※1)	—	922	—	—
合計	39,226	959	—	—

(※1) 長期貸付金のうち、償還予定額が見込めない663百万円は含めていません。

(※2) 敷金及び保証金は、返還日が確定しているものではないため、上記金額に含めていません。

(注2) 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,059	—	—	—	—	—
長期借入金	3,380	1,403	1,403	1,241	114	491
合計	4,439	1,403	1,403	1,241	114	491

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,896	—	—	4,896
資産計	4,896	—	—	4,896

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めていません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は197百万円です。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	893	—	893
敷金及び保証金	—	2,674	—	2,674
資産計	—	3,568	—	3,568
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	7,715	—	7,715
負債計	—	7,715	—	7,715

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

## 長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 敷金及び保証金

これらの時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## VII. 賃貸等不動産に関する注記

## 賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しています。

## VIII. 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	コンテンツ & デジタル事業	アミューズメント 機器事業	計		
一時点で移転される財およびサービス	9,979	157,728	167,707	1,773	169,480
一定の期間にわたり移転される 財およびサービス	3,489	1,171	4,661	—	4,661
顧客との契約から生じる収益	13,468	158,899	172,368	1,773	174,142
外部顧客への売上高	13,468	158,899	172,368	1,773	174,142

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	16,780	8,327
契約資産	371	417
契約負債	542	320

契約資産は遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、期末日時点で進捗している制作物に係る対価への権利に関するものです。契約資産は、制作物の納品が完了し対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられ、当該対価は各契約条件に従い、請求・受領しています。

契約負債は主に遊技機の企画・開発および映像作品の企画・制作において、顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は493百万円です。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものです。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものです。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。

未充足（または部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において、719百万円であります。

当該履行義務は、期末日後1年以内に約74%、残り約26%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいます。

## IX. 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 977円58銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 209円70銭 |

**X.重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**XI.その他の注記**

## 1. 当座貸越契約について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末日の借入金未実行残高は次の通りです。

当座貸越限度額の総額	16,300百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,300百万円

計算書類  
貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第38期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第37期 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>27,824</b>	<b>23,756</b>
現金及び預金	21,736	19,923
営業未収入金	2,327	2,513
原材料及び貯蔵品	17	46
関係会社短期貸付金	3,078	732
前払費用	415	251
その他	249	289
<b>固定資産</b>	<b>42,406</b>	<b>42,807</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>305</b>	<b>330</b>
建物	236	305
車両運搬具	20	-
工具、器具及び備品	37	24
土地	0	0
建設仮勘定	10	-
<b>無形固定資産</b>	<b>19</b>	<b>192</b>
ソフトウェア	1	1
その他	18	190
<b>投資その他の資産</b>	<b>42,081</b>	<b>42,284</b>
投資有価証券	5,203	5,491
関係会社株式	29,544	29,930
出資金	349	-
関係会社長期貸付金	3,519	3,714
長期前払費用	34	164
繰延税金資産	3,069	2,661
敷金及び保証金	895	739
その他	100	100
貸倒引当金	△634	△518
<b>資産合計</b>	<b>70,231</b>	<b>66,564</b>

科 目	金 額	
	第38期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第37期 2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>27,228</b>	<b>24,484</b>
関係会社短期借入金	23,976	21,561
1年内返済予定の長期借入金	1,626	1,993
未払金	219	210
未払費用	7	5
未払法人税等	844	488
未払消費税等	298	72
預り金	16	15
前受収益	19	17
賞与引当金	62	32
役員賞与引当金	61	72
リース債務	4	2
関係会社事業損失引当金	84	-
その他	5	11
<b>固定負債</b>	<b>4,212</b>	<b>5,837</b>
長期借入金	3,629	5,256
リース債務	5	0
退職給付引当金	125	126
長期預り保証金	23	27
資産除去債務	428	426
<b>負債合計</b>	<b>31,440</b>	<b>30,321</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>39,157</b>	<b>36,342</b>
<b>資本金</b>	<b>7,948</b>	<b>7,948</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>8,019</b>	<b>7,994</b>
資本準備金	7,994	7,994
その他資本剰余金	25	-
<b>利益剰余金</b>	<b>26,566</b>	<b>23,815</b>
利益準備金	9	9
その他利益剰余金	26,557	23,805
別途積立金	20,000	20,000
繰越利益剰余金	6,557	3,805
<b>自己株式</b>	<b>△3,377</b>	<b>△3,415</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△670</b>	<b>△406</b>
その他有価証券評価差額金	△670	△406
<b>新株予約権</b>	<b>303</b>	<b>306</b>
<b>純資産合計</b>	<b>38,790</b>	<b>36,242</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>70,231</b>	<b>66,564</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	第38期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	(ご参考) 第37期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
<b>営業収益</b>	<b>11,686</b>	<b>9,398</b>
経営管理料	11,259	8,698
業務受託料	426	403
受取配当金	－	295
<b>営業費用</b>	<b>3,830</b>	<b>3,253</b>
<b>営業利益</b>	<b>7,856</b>	<b>6,145</b>
<b>営業外収益</b>	<b>406</b>	<b>185</b>
受取利息	85	36
受取配当金	221	120
出資分配金	49	－
その他	49	29
<b>営業外費用</b>	<b>785</b>	<b>407</b>
支払利息	459	204
出資金償却	150	－
関係会社貸倒引当金繰入額	152	80
資金調達費用	2	22
減価償却費	10	27
分配損失	－	66
その他	11	5
<b>経常利益</b>	<b>7,476</b>	<b>5,923</b>
<b>特別利益</b>	<b>2</b>	<b>312</b>
関係会社株式売却益	－	277
投資有価証券売却益	－	34
新株予約権戻入益	2	－
その他	－	0
<b>特別損失</b>	<b>652</b>	<b>60</b>
固定資産除却損	21	0
関係会社株式評価損	386	10
関係会社事業損失引当金繰入額	84	－
減損損失	161	50
その他	－	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>6,826</b>	<b>6,175</b>
<b>法人税等</b>	<b>964</b>	<b>732</b>
法人税、住民税及び事業税	1,242	1,014
法人税等調整額	△278	△281
<b>当期純利益</b>	<b>5,862</b>	<b>5,443</b>

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,948	7,994	-	7,994	9	20,000	3,805	23,815
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△3,110	△3,110
当期純利益	-	-	-	-	-	-	5,862	5,862
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	25	25	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	25	25	-	-	2,751	2,751
当期末残高	7,948	7,994	25	8,019	9	20,000	6,557	26,566

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,415	36,342	△406	△406	306	36,242
当期変動額						
剰余金の配当	-	△3,110	-	-	-	△3,110
当期純利益	-	5,862	-	-	-	5,862
自己株式の取得	△0	△0	-	-	-	△0
自己株式の処分	38	63	-	-	-	63
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	△264	△264	△2	△266
当期変動額合計	38	2,814	△264	△264	△2	2,548
当期末残高	△3,377	39,157	△670	△670	303	38,790

## 個別注記表

### I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

子会社および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

##### (2) 棚卸資産

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しています。

主な耐用年数は次の通りです。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

##### (3) 長期前払費用 …………… 定額法

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しています。

(4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 関係会社事業損失引当金 …………… 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、その損失負担見込額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

当社の収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) 経営管理による収益 …………… 当社の子会社に対する経営・企画等の指導によるものであり、子会社との契約に基づいて契約期間にわたり経営指導を行う履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。
- (2) 業務受託による収益 …………… 当社の子会社に対する総務、法務、経理財務などのサービスの提供によるものであり、子会社との契約に基づいてサービスを契約期間にわたり提供する履行義務を負っています。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しています。
- (3) 受取配当金による収益 …………… 当社との関係会社からの受取配当金によるものです。受取配当金については、配当金の効力発生日に収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 控除対象外消費税等 …………… 資産に係る控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用としての会計処理 …………… として処理しています。

## II. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	3,069百万円
（繰延税金負債との相殺前の金額）	3,105百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。その回収可能性については、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づき判断しています。

##### ②重要な会計上の見積りに用いた仮定

繰延税金資産の計上額は、当社における翌事業年度以降の事業計画を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定されています。

当社の事業計画は、グループ子会社の事業計画に基づき、各子会社に対する経営・企画等の指導（経営管理）に対する営業収益の見積りが含まれています。当該見積りには、当該営業収益の収受方針、収受方法・範囲について設定した仮定が含まれています。

また、繰延税金資産の回収可能性に関する重要な仮定はアミューズメント機器事業子会社の事業計画における遊技機の販売計画（販売数量および販売価格）であり、当該計画には過去の販売実績や利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれています。

##### ③重要な会計上の見積りが翌事業年度の計算書類に与える影響

当社の事業計画は、営業収益の見積方針の変化等により、また、アミューズメント機器事業子会社の事業計画は、消費者の嗜好、遊技機業界環境、原材料調達状況等により影響を受ける可能性があります。グループ各社の事業計画は、設定した仮定に変化がある場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼし、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## III. 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	626百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	264百万円
合 計	891百万円

### 2. 担保資産

他の会社の借入金の担保に供している資産

定期預金	100百万円
合 計	100百万円

### 3. 偶発債務

他の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っています。

株式会社ルーセント	1,610百万円
合 計	1,610百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	2,441百万円
短期金銭債務	24百万円
長期金銭債務	7百万円

## IV.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引	(営業収益)	11,685百万円
	(その他)	226百万円
営業取引以外の取引		443百万円

## V.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数	3,176,705株
-------------------	------------

## VI.税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	39百万円
貸倒引当金	200百万円
賞与引当金	19百万円
役員賞与引当金	19百万円
投資有価証券評価損	27百万円
関係会社株式評価損	345百万円
譲渡損益調整資産	388百万円
会社分割に係る子会社株式	1,295百万円
減価償却損金算入限度超過額	63百万円
資産除去債務	135百万円
その他有価証券評価差額金	308百万円
未払事業税	62百万円
繰越欠損金	3,942百万円
その他	120百万円
繰延税金資産小計	6,969百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,419百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,444百万円
評価性引当額小計	△3,863百万円
繰延税金資産合計	3,105百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	35百万円
繰延税金負債合計	35百万円
繰延税金資産（負債）の純額	3,069百万円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社円谷プロダクション	所有 直接 51%	2名	資金の借入	資金の返済 (注 3)	1,189	関係会社 短期借入金	7,070
					利息の支払	106	-	-
子会社	株式会社デジタル・フロンティア	所有 直接 100%	1名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	130	関係会社 短期借入金	1,382
子会社	フィールズ株式会社	所有 直接 100%	2名	経営管理 資金の援助 資金の借入 不動産の転貸	経営管理料 (注 2)	9,304	営業未収入金	135
					資金の貸付 (注 3)	2,500	関係会社 短期貸付金	2,500
					資金の返済 (注 3)	1,655	関係会社 短期借入金	1
					転貸家賃 の受取	402	未収入金	49
子会社	株式会社BOOOM	所有 間接 100%	1名	資金の借入	資金の借入 (注 3)	-	関係会社 短期借入金	1,225
子会社	株式会社七匠	所有 間接 83.33%	-	資金の借入	資金の借入 (注 3)	-	関係会社 短期借入金	726
子会社	株式会社ソフィア	所有 直接 100%	-	資金の借入	資金の借入 (注 3)	-	関係会社 短期借入金	6,287
					利息の支払	87	-	-
子会社	株式会社エース電研	所有 間接 100%	1名	経営管理 資金の援助 資金の借入	経営管理料 (注 2)	1,678	営業未収入金	1,846
					資金の回収 (注 3)	500	関係会社 短期貸付金	500
							関係会社 長期貸付金	1,499
資金の借入 (注 3)	3,750	関係会社 短期借入金	3,782					
子会社	株式会社ルーセント	所有 間接 99.89%	-	債務保証 資金の借入	-	-	債務保証 (注 1)	1,610
					資金の返済 (注 3)	200	関係会社 短期借入金	817
子会社	株式会社東京プレミアムダイニング	所有 直接 100%	1名	資金の援助	資金の回収 (注 3)	20	関係会社 長期貸付金 (注 4)	880

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 債務保証については、保証料の支払いを受けていません。  
2. 売上高を算定基準として、決定しています。

3. 資金の貸付・借入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）等による取引であり、取引金額は純額表示しています。なお、貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
4. 子会社への貸付金に対し、394百万円の貸倒引当金を計上しています。

**VIII.収益認識に関連する注記**

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

**IX.1株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額	618円24銭
2. 1株当たり当期純利益	94円20銭

**X.重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**XI.その他の注記**

当座貸越契約について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入金未実行残高は次のとおりです。

当座貸越限度額の総額	16,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	16,000百万円

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

円谷フィールズホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増田 涼恵  
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 耕一郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、円谷フィールズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

円谷フィールズホールディングス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 増田 涼恵  
業務執行社員指定社員 公認会計士 中西 耕一郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、円谷フィールズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

円谷フィールズホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小 森 哲 郎 ㊟

監査等委員 前 田 圭 一 ㊟

監査等委員 池 澤 憲 一 ㊟

(注)監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上